

ドライブレコーダー機器導入促進助成金交付要綱

平成18年7月1日制定
公益社団法人宮城県トラック協会

(目的)

第1条 公益社団法人宮城県トラック協会(以下「宮ト協」という)は、事故や急加速・急減速などの一定の衝撃が生じた際に、その前後の映像や走行データを記録するシステム(以下「ドライブレコーダー」という)の普及を図るため、ドライブレコーダー機器(以下「機器」という)を導入する事業者に対して助成金を交付する。

(助成対象者)

第2条 この要綱による助成対象者は、新たに機器を導入するトラック運送事業者(宮ト協会員以外の事業者にあつては、安全性優良事業所を有し、適正化事業実施機関による巡回指導の評価が「A」であり、かつ理事会の承認を受けた事業者に限る) (以下「事業者」という)とする。

(対象機器)

第3条 助成の対象となる機器は、別に定める映像や走行データを記録するドライブレコーダー車載器で、別に定める「貨物自動車用ドライブレコーダー選定ガイドライン」で分類され、一定の評価を得られた機器とする。

(助成金額)

第4条 助成金額は、購入価格(消費税を除く)の額とする。ただし、1機あたりの上限を簡易型ドライブレコーダー(スマートフォン活用型を含む)にあつては1万円、標準型ドライブレコーダーにあつては2万円、運行管理連携型ドライブレコーダーにあつては4万円とし、1事業者計20機を限度とする。

なお、国からの補助金が交付された機器に対しては、助成金を交付しない。

2 当該機器が、「EMS機器導入促進助成金交付要綱」等、他の助成金が交付される場合は、当該助成金は交付しない。

(助成金交付申請)

第5条 事業者は、機器導入に対する助成を申請する場合、様式1の「ドライブレコーダー機器導入促進助成金交付申請書」により助成金交付の申請をする。

受付期間は、2020年4月1日から2021年2月5日まで(予算枠に達した場合は、その時点で受付終了)とする。

(助成金の交付決定)

第6条 宮ト協は、申請書類を審査し助成金を交付すべきものと認めた時、様式2の「ドライブレコーダー機器導入促進助成金交付決定通知書」により助成金交付の通知をする。

宮ト協は、通知に際して必要な条件を付することができる。

(実績報告及び助成金の請求)

第7条 事業者は、機器導入が完了したときは、2021年2月26日までに、様式3の「ドライブレコーダー機器導入促進実績報告書(助成金交付請求書)」を宮ト協に提出し、導入報告と助成金の請求をする。

(助成金交付)

第8条 宮ト協は、前条の導入報告及び交付請求書の提出があつたときは、速やかにその報告

を審査し、交付の決定内容及び付した条件に適合すると認めるときは、事業者に対して、助成金を交付する。

(申請の変更・取下)

第9条 交付決定後、申請内容の変更若しくは取下げる場合は、様式4の「ドライブレコーダー機器導入促進助成申請[変更・取下]届出書」を提出しなければならない。

(助成金の返還)

第10条 宮ト協は、事業者がこの要綱その他宮ト協が定める事項に違反したとき、又は虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたときは、既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

2 前項の規定により返還を命じられた事業者については、宮ト協が行う助成事業のすべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

(機器の処分の制限)

第11条 事業者は、交付対象となった機器が装着の日から起算して1年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ宮ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

(導入効果等の報告等)

第12条 助成金の交付を受けた事業者は、別に定める調査票に基づき、機器導入の効果等を宮ト協に報告しなければならない。また、宮ト協からの求めがあった場合、導入した機器で得られたヒヤリハット映像及び事故映像の提供を可能な限り協力するものとする。

(その他必要な事項)

第13条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、宮ト協が別にこれを定める。

附 則 本要綱は2020年4月1日から施行する。

貨物自動車用ドライブレコーダー選定ガイドライン ドライブレコーダー機器の分類（第3条関係）

事故防止、安全運行等に資するドライブレコーダーの普及を図るため、一般的に使用されているドライブレコーダーを貨物運送事業者の使用目的に応じて、以下の①～④に分類する。

(別表 ドライブレコーダー一覧)

①簡易型

急ブレーキ時等の映像及び簡易的に取得した速度情報を活用し運転指導を行うタイプ

②標準型

急ブレーキ時等の映像及び速度情報を活用し運転指導を行うタイプ

③運行管理連携型

急ブレーキ時等の映像及び速度情報による運転指導に加え、運行管理面やヒヤリハット等の多角的な分析等から交通安全教育等を行うことができるタイプ

④スマートフォン活用型

スマートフォン(高機能携帯電話)及びアプリケーションの利用により事務所等に転送した急ブレーキ時等の映像位置情報を活用し、交通安全教育を行うタイプ